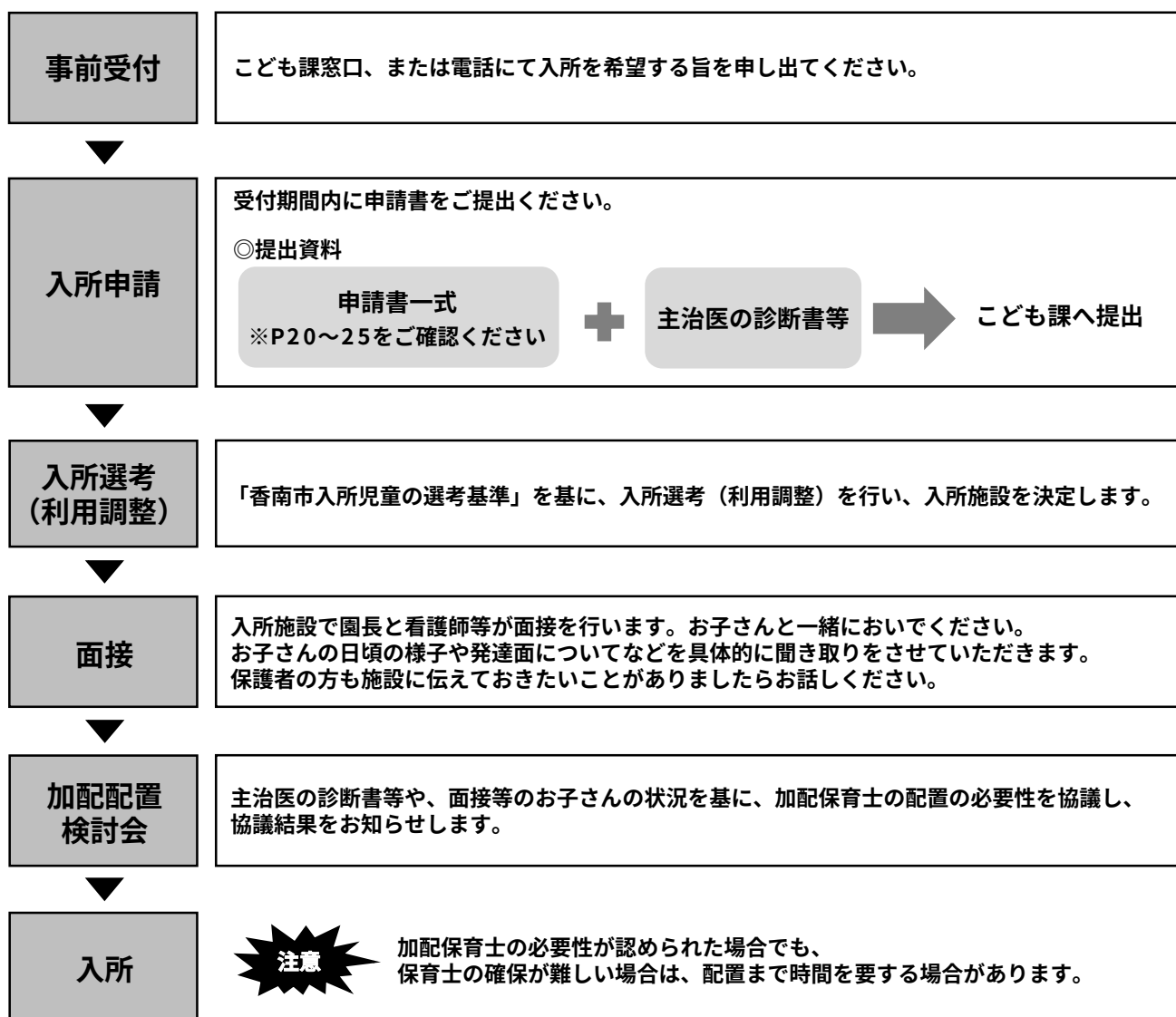


7. 特別支援保育

心身において特別な配慮が必要なお子さんや、発育や発達の遅れ、疾患等により集団生活の中で特別な支援が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。お子さんの健全な成長及び発達を促すとともに、福祉の向上を図ることを目的としています。

なお、申し込みの段階ではお子さんが特別支援保育の対象となるかはわかりません。体験入園を行ったり、医師、発達支援の専門職などの意見を伺ったりしながら、特別支援保育の必要性について総合的に検討したうえで判断をさせていただきます。

1. 発育や発達に遅れがあり個別の対応（加配保育士の配置など）を希望する場合



継続児については、発達支援の知識を有する者が保育施設を巡回しお子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育の継続に関して協議し、適切な支援を提供できるよう努めています。

2. 疾患により医療的ケアや見守りが必要な場合

